

## 奈良先端科学技術大学院大学創立30周年記念ロゴマーク使用要領

令和2年12月10日  
学 長 裁 定

### (趣旨)

第1条 この要領は、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）創立30周年記念ロゴマーク（以下「記念ロゴ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (記念ロゴ)

第2条 記念ロゴは、別図のとおりとする。

### (使用範囲)

第3条 記念ロゴは、本学の品位、名誉を損なわない範囲で、本学の刊行物、封筒、レターヘッド、記念品等に幅広く使用することができる。

- 2 記念ロゴは、役員、職員及び学生並びに学外の者（以下「学外者」という。）が使用することができる。ただし、学外者が使用する場合は、次条に定める申請を行わなければならない。
- 3 前項に定める記念ロゴを使用する者は、記念ロゴの使用にあたってそのデザインを変更してはならない。

### (申請及び許可)

第4条 学外者（団体を含む。以下同じ。）が、記念ロゴを使用する場合は、創立30周年ロゴマーク使用許可願（別紙様式第1号。以下「許可願」という。）により、学長に申請しなければならない。

- 2 学長は、前項の申請を適当と認めた場合は、記念ロゴの使用を許可するものとする。
- 3 学長は、前項の許可に必要な条件を付することができる。

### (変更内容の報告)

第5条 前条の規定により記念ロゴの使用を許可された者は、申請事項の変更があった場合は、直ちに当該変更後の内容を報告しなければならない。

### (許可の取消)

第6条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、記念ロゴの使用の許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 第3条第1項及び第3項の規定に反したとき。
- (2) 第4条第1項の許可願に虚偽の記載があったとき。
- (3) 第4条第3項により付された条件に違反したとき。

(使用期間)

第7条 記念ロゴの使用期間は、使用許可日から令和3年12月31日までとする。

(要領の変更)

第8条 学長は、状況の変化その他相当の事由を勘案した上で、この要領の変更が必要であると認めた場合は、インターネットへの掲載その他の適切な方法で公表することにより、使用者の事前の承諾を得ることなく、この要領を改廃することができる。

(事務)

第9条 記念ロゴに関する事務は、企画・教育部企画総務課が行う。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、記念ロゴの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年12月10日から施行する。

別図（第2条関係）



ANNIVERSARY

無限の可能性、ここが最先端  
-Outgrow your limits-

別紙様式第1号（第4条関係）

※整理番号 \_\_\_\_\_  
(元号) 年 月 日

奈良先端科学技術大学院大学長 殿

住 所  
所 属  
職 名  
氏 名  
電話番号  
E-mailアドレス

奈良先端科学技術大学院大学創立30周年記念ロゴマーク使用許可願

標記のことについて下記のとおり奈良先端科学技術大学院大学創立30周年記念ロゴマークを使用したいので、許可願います。

記

使 用 目 的	
備 考	

※整理番号 \_\_\_\_\_

奈良先端科学技術大学院大学創立30周年記念ロゴマーク使用許可書

使 用 目 的	
使用許可条件	
備 考	

上記により奈良先端科学技術大学院大学創立30周年記念ロゴマークの使用を許可する。

(元号) 年 月 日

殿

奈良先端科学技術大学院大学長

印